

しいばらき

いい 未来 11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民一人ひとり、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

▶ねんきんネットとは

インターネットでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができる、日本年金機構のサービスです。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、水戸南年金事務所までお問い合わせください。

【インターネットの利用が難しい方】

茨城町保険課（1階5番窓口）にて、ご自身の年金記録を確認できます。①公的機関発行の顔写真つき本人確認証明書、②基礎年金番号の分かるものをご持参ください。

※旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。

※年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録、受給見込額などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

<国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！>

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日）に納められた保険料の全額です。

なお、ご家族分の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 〔令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に納付〕 された方は除きます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れのないようご注意ください！

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3253
茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）